

伊 勢 市 公 報

第 316 号
平成 31 年 1 月 7 日
月 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市行政不服審査法関係手数料条例及び伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例	3
○ 伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例	5
○ 伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例	7
○ 伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例	9
○ 伊勢市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例	22
○ 伊勢市教育研究所条例の一部を改正する条例	24
○ 伊勢市特別保育の実施に関する条例の一部を改正する条例	26
○ 伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	28
規 則	
○ 伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則及び伊勢市職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則	30
○ 伊勢市施設類型別計画検討委員会規則を廃止する規則	43
○ 伊勢市特別保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則	45
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市上下水道部公印規程の一部を改正する規程	47
病院事業管理規程	
○ 市立伊勢総合病院事務分掌規程及び市立伊勢総合病院の診療等に関する規程の一部を改正する規程	49
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	51
○ 市立伊勢総合病院シンボルマーク選考委員会規程を廃止する規程	72
告 示	
○ 北海道の一部の地域における地方税に関する申告期限等の指定について	74
○ 市道の路線の認定について	75
○ 道路の区域の決定について	77
○ 道路の供用開始について	78
○ 平成 30 年度補正予算の要領について	79
選挙管理委員会告示	
○ 選挙管理委員会関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程及び伊勢市公職選挙執行規程の一部を改正する告示について 	98
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	101
公 告	
○ 伊勢市国民保護計画の変更について	102
○ 農用地利用集積計画について	103

伊勢市行政不服審査法関係手数料条例及び伊勢市火災予防条例の一部を
改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 41 号

伊勢市行政不服審査法関係手数料条例及び伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例

(伊勢市行政不服審査法関係手数料条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市行政不服審査法関係手数料条例(平成 28 年伊勢市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(伊勢市火災予防条例の一部改正)

第 2 条 伊勢市火災予防条例(平成 17 年伊勢市条例第 205 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。

伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 42 号

伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成 21 年伊勢市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例

第 1 条及び第 2 条中「伊勢市長」を「本市の議会の議員及び長」に改める。

第 4 条中「定める枚数」の次に「(選挙の一部無効による再選挙にあっては、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号。以下「政令」という。)第 132 条の 7 第 1 項の表に定める枚数)」を加える。

第 5 条中「同号に定める枚数」の次に「(選挙の一部無効による再選挙にあっては、政令第 132 条の 7 第 1 項の表に定める枚数を超える場合には、同表に定める枚数)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条及び第 5 条の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の第 1 条及び第 2 条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される伊勢市議会の議員の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された伊勢市議会の議員の選挙については、なお従前の例による。

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 43 号

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例

伊勢市附属機関条例（平成 29 年伊勢市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の部伊勢市施設類型別計画検討委員会の項及び病院事業管理者の部市立伊勢総合病院シンボルマーク選考委員会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 44 号

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市職員給与条例（平成 17 年伊勢市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条中「4,200 円」を「4,400 円」に、「別に定めるものを」を「別に定めるものに」に、「6,300 円）以内」を「6,600 円）を超えない範囲内」に改め、同条ただし書中「2 万 1,000 円」を「2 万 2,000 円」に改める。

第 28 条第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 110）」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 95（特定管理職員にあっては、100 分の 115）」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 52.5）」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 47.5（特定管理職員にあっては、100 分の 57.5）」を加え、同条第 5 項中「次条において同じ。）から」を「次条第 3 項第 3 号において同じ。）から」に、「同項」を「第 28 条第 1 項」に、「次条において同じ。）」を「次条第 1 項において同じ。）」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

一般職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	
2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	
3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	
4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	
5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	
6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	
7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	
8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	
9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	
10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	
11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	
12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	
13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	
14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	
15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	
16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	
17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	
18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	
19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	

21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100

42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		

63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800

84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			

105	298,300	346,800					
106	298,600	347,200					
107	299,000	347,600					
108	299,300	348,000					
109	299,500	348,500					
110	299,900	348,900					
111	300,300	349,200					
112	300,600	349,500					
113	300,800	350,000					
114	301,000						
115	301,300						
116	301,700						
117	301,900						
118	302,100						
119	302,400						
120	302,700						
121	303,100						
122	303,300						
123	303,600						
124	303,900						

	125		304,200						
再 任 用 職 員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

第2条 伊勢市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額」を「100分の130」に、「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額)」を「100分の110)を乗じて得た額」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」を「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」に改める。

第28条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90」を「100分の92.5」に、「100分の110)、12月に支給する場合には100分の95(特定管理職員にあっては、100分の115)を「100分の112.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の42.5)を「100分の45」に、「100分の52.5)、12月に支給する場合には100分の47.5(特定管理職員にあっては、100分の57.5)を「100分の55」に改める。

(伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年伊勢市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表1の項中「373,000円」を「374,000円」に改め、同

表 2 の項中「421,000 円」を「422,000 円」に改め、同表 3 の項中「471,000 円」を「472,000 円」に改め、同表 4 の項中「532,000 円」を「533,000 円」に改め、同表 5 の項中「607,000 円」を「608,000 円」に改め、同表 6 の項中「709,000 円」を「710,000 円」に改め、同表 7 の項中「829,000 円」を「830,000 円」に改める。

第 9 条第 2 項中「及び「100 分の 137.5」とあるのはいずれも「100 分の 165」を「とあるのは「100 分の 165」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 170」に改める。

第 10 条第 1 項の表 1 の項中「187,300 円」を「187,700 円」に改め、同表 2 の項中「214,800 円」を「215,200 円」に改め、同表 3 の項中「254,800 円」を「255,200 円」に改め、同表 4 の項中「274,200 円」を「274,600 円」に改め、同表 5 の項中「289,300 円」を「289,700 円」に改め、同表 6 の項中「314,700 円」を「315,100 円」に改め、同表 7 の項中「356,400 円」を「356,800 円」に改め、同表 8 の項中「389,500 円」を「389,900 円」に改める。

第 4 条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 165」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 170」を「100 分の 130」とあるのは「100 分の 167.5」に改める。

(伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 5 条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 172.5」を「100 分の 177.5」に改める。

第 6 条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

(市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第7条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第8条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合」を「100分の222.5」に改め、同項各号を削る。

(伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部改正)

第9条 伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（平成17年伊勢市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第10条 伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項各号列記以外の部分中「、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合」を「100分の222.5」に改め、同項各号を削る。

(伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第11条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成17年伊勢市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第12条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項各号列記以外の部分中「、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合」を「100分の222.5」に改め、同項各号を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条及び第12条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の伊勢市職員給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第21条、第28条第5項及び別表第1の規定並びに第3条の規定による改正後の伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第8条第1項及び第10条第1項の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例第28条第2項の規定、改正後の任期付職員条例第9条第2項の規定、第5条の規定による改正後の伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）第6条第2項の規定、第7条の規定による改正後の市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の市長等給与条例」という。）第3条第2項第2号の規定、第9条の規定による改正後の伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）第3条第3項第2号の規定並びに第11条の規定による改正後の伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の病院事業管理者給与条例」という。）第4条第3項第2号の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の議員報酬条例、改正後の市長等給与条例、改正後の教育長給与条例又は改正後の病院事

業管理者給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の伊勢市職員給与条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定による改正前の伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第5条の規定による改正前の伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第7条の規定による改正前の市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第9条の規定による改正前の伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第11条の規定による改正前の伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与、改正後の議員報酬条例の規定による給与、改正後の市長等給与条例の規定による給与、改正後の教育長給与条例の規定による給与又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

伊勢市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第45号

伊勢市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険財政調整基金条例（平成17年伊勢市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市が行う国民健康保険の財政」を「国民健康保険事業」に改める。

第4条第2号中「後期高齢者支援金等」を「国民健康保険事業費納付金」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市教育研究所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第46号

伊勢市教育研究所条例の一部を改正する条例

伊勢市教育研究所条例（平成17年伊勢市条例第199号）の一部を次のように改正する。

第2条中「伊勢市桜木町55番地1」を「伊勢市小俣町元町540番地」に改める。

附 則

この条例は、平成31年2月12日から施行する。

伊勢市特別保育の実施に関する条例の一部を改正する条例をここに公布
する。

平成 30 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第47号

伊勢市特別保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市特別保育の実施に関する条例（平成27年伊勢市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（特別保育料の納付）

第5条 特別保育を利用した児童の保護者は、特別保育の利用に係る費用（以下「特別保育料」という。）を納付しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる特別保育の利用に係る費用について適用する。

伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公
布する。

平成 30 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第48号

伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市病院事業の設置等に関する条例（平成17年伊勢市条例第122号）
の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「270床」を「260床」に改め、同項第2号中「52床」を「40床」に改める。

附 則

この条例は、平成30年12月27日から施行する。

伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則及び伊勢市職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 47 号

伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則及び伊勢市職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則（伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正）

第 1 条 伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成 18 年伊勢市規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条関係）

技能労務職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	130,400	181,900	203,600	250,100	279,200
	2	131,300	183,400	204,800	251,300	281,100
	3	132,300	184,900	206,200	252,400	282,900
	4	133,200	186,300	207,500	253,600	284,700
	5	134,200	187,600	208,800	254,500	286,500
	6	135,200	189,100	210,200	255,800	288,300
	7	136,200	190,500	211,600	256,900	290,000
8	137,200	191,800	213,000	258,100	291,800	

9	138,000	193,200	214,300	259,200	293,300
10	139,000	194,200	215,900	260,100	295,100
11	140,000	195,500	217,500	261,300	296,800
12	141,100	196,600	218,900	262,500	298,600
13	141,900	197,800	220,100	263,500	300,000
14	142,900	198,900	221,600	264,600	301,700
15	143,900	200,000	223,100	265,600	303,300
16	144,900	201,100	224,400	266,600	304,800
17	146,000	202,100	225,300	267,600	306,300
18	147,200	203,200	226,000	268,800	307,900
19	148,400	204,200	226,900	269,900	309,500
20	149,600	205,200	227,900	270,800	311,200
21	150,700	206,100	228,800	271,800	312,200
22	151,900	207,200	230,300	272,900	313,600
23	153,100	208,300	231,600	274,000	315,000
24	154,300	209,300	232,700	275,000	316,500
25	155,500	210,200	234,100	275,800	317,600
26	157,000	211,100	235,400	276,900	319,100
27	158,500	211,800	236,700	278,000	320,500
28	160,000	212,700	238,000	279,100	321,900

29	161,400	213,600	238,900	280,000	323,500
30	162,900	214,800	240,100	281,100	324,700
31	164,400	215,800	241,400	282,100	326,000
32	165,900	216,700	242,600	283,100	327,200
33	167,400	217,300	243,700	283,800	328,300
34	169,200	218,500	245,000	284,700	329,200
35	171,000	219,600	246,100	285,600	330,300
36	172,800	220,800	247,300	286,700	331,400
37	174,600	221,400	248,600	287,300	332,500
38	176,300	222,600	249,700	288,200	333,600
39	178,000	223,800	251,000	289,100	334,600
40	179,700	224,900	252,300	290,000	335,600
41	181,300	225,800	253,300	290,600	336,600
42	182,700	227,000	254,600	291,600	337,600
43	184,000	228,000	255,700	292,600	338,600
44	185,400	229,100	257,000	293,500	339,600
45	186,900	230,200	257,800	294,200	340,500
46	188,200	231,200	258,900	295,100	341,500
47	189,600	232,300	260,100	296,000	342,500
48	191,000	233,300	261,100	296,900	343,500
49	192,300	234,300	262,300	297,600	344,400

50	193,400	235,400	263,500	298,200	345,300
51	194,500	236,500	264,700	298,900	346,200
52	195,700	237,600	265,600	299,700	347,000
53	196,800	238,700	266,500	300,300	347,800
54	197,900	239,700	267,600	301,100	348,600
55	198,800	240,600	268,800	301,800	349,400
56	199,900	241,400	270,000	302,500	350,100
57	201,000	242,300	270,800	303,200	350,800
58	202,000	243,300	271,800	303,900	351,600
59	203,000	244,300	272,900	304,700	352,400
60	204,000	245,200	273,900	305,400	353,100
61	205,100	246,000	274,900	306,000	353,800
62	206,000	246,900	276,000	306,700	354,500
63	206,900	247,800	276,800	307,400	355,200
64	207,800	248,700	277,900	308,100	355,900
65	208,500	249,500	278,700	308,600	356,500
66	209,300	250,300	279,500	309,100	357,000
67	210,000	251,100	280,300	309,700	357,500
68	210,800	251,800	281,100	310,300	358,000
69	211,200	252,500	281,700	310,900	358,400
70	211,800	253,100	282,500	311,300	

71	212,100	253,500	283,300	311,800
72	212,600	253,900	284,000	312,300
73	212,800	254,100	284,800	312,600
74	213,400	254,500	285,500	313,100
75	213,900	255,000	286,300	313,600
76	214,600	255,500	287,100	314,000
77	214,800	255,800	287,700	314,200
78	215,500	256,200	288,200	314,500
79	216,000	256,700	288,700	314,800
80	216,600	257,200	289,100	315,100
81	217,300	257,500	289,500	315,400
82	217,700	257,800	289,900	315,700
83	218,300	258,100	290,400	316,000
84	219,000	258,400	290,900	316,300
85	219,600	258,600	291,300	316,500
86	220,100	258,800	291,900	316,900
87	220,600	259,100	292,500	317,200
88	221,300	259,400	293,100	317,400
89	221,800	259,600	293,400	317,600
90	222,400	259,800	293,900	317,900
91	223,000	260,200	294,400	318,200

92	223,500	260,400	294,800	318,500
93	223,900	260,700	295,200	318,700
94	224,400	261,100	295,700	319,000
95	224,900	261,400	296,200	319,300
96	225,400	261,700	296,700	319,500
97	225,700	261,900	297,000	319,700
98	226,200	262,200	297,400	320,000
99	226,700	262,400	297,900	320,300
100	227,200	262,700	298,400	320,500
101	227,600	263,000	298,800	320,700
102	228,100	263,200	299,200	
103	228,700	263,500	299,500	
104	229,300	263,800	299,800	
105	229,700	264,000	300,100	
106	230,200	264,200	300,500	
107	230,500	264,500	300,900	
108	230,900	264,700	301,300	
109	231,100	265,000	301,600	
110	231,500	265,300	302,000	
111	232,000	265,600	302,400	
112	232,400	265,800	302,700	

113	232,600	266,000	302,900
114	233,100	266,300	303,200
115	233,600	266,500	303,500
116	234,100	266,700	303,700
117	234,400	267,000	303,900
118	234,800	267,300	304,200
119	235,200	267,600	304,500
120	235,600	267,900	304,700
121	236,000	268,100	304,900
122		268,300	305,200
123		268,600	305,500
124		268,900	305,700
125		269,100	305,900
126		269,300	306,200
127		269,600	306,500
128		269,900	306,700
129		270,100	306,900
130		270,300	307,200
131		270,600	307,500
132		270,900	307,700

	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
再 任 用 職 員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考

- この表において「再任用職員」とは、地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者をいう。
- この表において「再任用以外の職員」とは、技能労務職員のうち再任用職員以外の技能労務職員をいう。

22
23
24
25
26

21
22
22
23
23

58
58
59
59
60
60
61
61

別表第5中

27
28
29
29
30
30
31
31
32

を

24
24
25
26
27
28
29
30
31

に、

61
61
62
62
62
62
63
63
63
63
63
64

を

「

57
58
58
58
59
59
59
60
60
60
61
61
61

に、

「

66
66
66
66
67
67

」

を

「

65
66
66
66
66
66
66

」

に、

「

68
68
68
68
69
69
69
69
69

」

を

62
62
62
63
63
63

」

「	「	「																																		
<table border="1"> <tr><td>67</td></tr> <tr><td>67</td></tr> <tr><td>67</td></tr> <tr><td>68</td></tr> <tr><td>68</td></tr> <tr><td>68</td></tr> <tr><td>68</td></tr> <tr><td>68</td></tr> <tr><td>68</td></tr> <tr><td>68</td></tr> </table>	67	67	67	68	68	68	68	68	68	68	に、	<table border="1"> <tr><td>70</td></tr> <tr><td>70</td></tr> <tr><td>70</td></tr> <tr><td>70</td></tr> <tr><td>70</td></tr> <tr><td>70</td></tr> <tr><td>70</td></tr> <tr><td>70</td></tr> <tr><td>71</td></tr> <tr><td>71</td></tr> <tr><td>71</td></tr> </table>	70	70	70	70	70	70	70	70	71	71	71	を	<table border="1"> <tr><td>69</td></tr> <tr><td>69</td></tr> <tr><td>69</td></tr> <tr><td>69</td></tr> <tr><td>70</td></tr> <tr><td>70</td></tr> <tr><td>70</td></tr> <tr><td>70</td></tr> <tr><td>70</td></tr> <tr><td>70</td></tr> </table>	69	69	69	69	70	70	70	70	70	70	に改める。
67																																				
67																																				
67																																				
68																																				
68																																				
68																																				
68																																				
68																																				
68																																				
68																																				
70																																				
70																																				
70																																				
70																																				
70																																				
70																																				
70																																				
70																																				
71																																				
71																																				
71																																				
69																																				
69																																				
69																																				
69																																				
70																																				
70																																				
70																																				
70																																				
70																																				
70																																				
」		」		」																																

(伊勢市職員の宿日直手当に関する規則の一部改正)

第2条 伊勢市職員の宿日直手当に関する規則（平成17年伊勢市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「4,200円」を「4,400円」に改め、同条第2項中「2万1,000円」を「2万2,000円」に、「1万5,000円」を「1万1,000円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条中伊勢市職員の宿日直手当に関する規則第3条第2項の改正規定（「1万5,000円」を「1万1,000円」に改める部分に限る。）は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（以下「改正後の技能労務職員規則」という。）の規定及び第2条の規定（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の伊勢市職員の宿日直手当に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 3 平成30年4月1日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の技能労務職員規則の規定による号給が第1条の規定による改正前の伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（以下「改正前の技能労務職員規則」という。）の規定による号給に達しない職員、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の技能労務職員規則の規定にかかわらず、改正前の技能労務職員規則の規定による号給とするものとする。
- 4 施行日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に市長の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前

の例によることができる。

(給与の内払)

- 5 改正後の技能労務職員規則の規定を適用する場合には、改正前の技能労務職員規則の規定に基づいて支給された給与（伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則等の一部を改正する規則（平成 27 年伊勢市規則第 10 号。以下この項において「平成 27 年改正規則」という。）附則第 3 項から第 5 項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の技能労務職員規則の規定による給与（平成 27 年改正規則附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

伊勢市施設類型別計画検討委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 30 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第48号

伊勢市施設類型別計画検討委員会規則を廃止する規則

伊勢市施設類型別計画検討委員会規則（平成28年伊勢市規則第56号）
は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市特別保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をこ

こに公布する。

平成 30 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 49 号

伊勢市特別保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則
伊勢市特別保育の実施に関する条例施行規則（平成 27 年伊勢市規則第
20 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「(B 型延長保育を利用した場合にあっては、当月)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の第 9 条の規定は、この規則の施行の日以後に行われる特別保育の利用に係る費用について適用する。

伊勢市上下水道部公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年12月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第 6 号

伊勢市上下水道部公印規程の一部を改正する規程

伊勢市上下水道部公印規程（平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表市長印の項中「二見総合支所地域振興課」を「二見総合支所生活福祉課」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

市立伊勢総合病院事務分掌規程及び市立伊勢総合病院の診療等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 30 年 12 月 21 日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭人

伊勢市病院事業管理規程第 8 号

市立伊勢総合病院事務分掌規程及び市立伊勢総合病院の診療等に関する規程の一部を改正する規程

(市立伊勢総合病院事務分掌規程の一部改正)

第 1 条 市立伊勢総合病院事務分掌規程(平成 17 年伊勢市病院事業管理規程第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条の表医療事務課の部医事係の項中第 9 号を削り、第 10 号を第 9 号とする。

(市立伊勢総合病院の診療等に関する規程の一部改正)

第 2 条 市立伊勢総合病院の診療等に関する規程(平成 17 年伊勢市病院事業管理規程第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条を削り、第 15 条を第 14 条とし、第 16 条を第 15 条とし、第 17 条を第 16 条とする。

附 則

この規程は、平成 30 年 12 月 27 日から施行する。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 30 年 12 月 25 日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭人

伊勢市病院事業管理規程第9号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「20,000円」を「21,000円」に、「25,000円」を「26,250円」に改め、同条第2号中「30,000円」を「31,500円」に改め、同条第3号中「20,000円」を「21,000円」に改め、同条第4号中「5,900円」を「6,100円」に改める。

第15条第1項の表1の項中「373,000円」を「374,000円」に改め、同表2の項中「421,000円」を「422,000円」に改め、同表3の項中「471,000円」を「472,000円」に改め、同表4の項中「532,000円」を「533,000円」に改め、同表5の項中「607,000円」を「608,000円」に改め、同表6の項中「709,000円」を「710,000円」に改め、同表7の項中「829,000円」を「830,000円」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

病院企業一般職給料表

職 員 の 区 分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職	号給	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000

員 以 外 の 職 員	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100

25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300

45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		

66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	

87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800				
101		297,100	345,100				
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800				
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				

	108		299,300	348,000					
	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再 任 用		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

職員								
----	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

病院企業技能労務職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	130,400	181,900	203,600	250,100	279,200
	2	131,300	183,400	204,800	251,300	281,100
	3	132,300	184,900	206,200	252,400	282,900
	4	133,200	186,300	207,500	253,600	284,700
	5	134,200	187,600	208,800	254,500	286,500
	6	135,200	189,100	210,200	255,800	288,300
	7	136,200	190,500	211,600	256,900	290,000
	8	137,200	191,800	213,000	258,100	291,800
	9	138,000	193,200	214,300	259,200	293,300
	10	139,000	194,200	215,900	260,100	295,100
	11	140,000	195,500	217,500	261,300	296,800
12	141,100	196,600	218,900	262,500	298,600	

13	141,900	197,800	220,100	263,500	300,000
14	142,900	198,900	221,600	264,600	301,700
15	143,900	200,000	223,100	265,600	303,300
16	144,900	201,100	224,400	266,600	304,800
17	146,000	202,100	225,300	267,600	306,300
18	147,200	203,200	226,000	268,800	307,900
19	148,400	204,200	226,900	269,900	309,500
20	149,600	205,200	227,900	270,800	311,200
21	150,700	206,100	228,800	271,800	312,200
22	151,900	207,200	230,300	272,900	313,600
23	153,100	208,300	231,600	274,000	315,000
24	154,300	209,300	232,700	275,000	316,500
25	155,500	210,200	234,100	275,800	317,600
26	157,000	211,100	235,400	276,900	319,100
27	158,500	211,800	236,700	278,000	320,500
28	160,000	212,700	238,000	279,100	321,900
29	161,400	213,600	238,900	280,000	323,500
30	162,900	214,800	240,100	281,100	324,700
31	164,400	215,800	241,400	282,100	326,000
32	165,900	216,700	242,600	283,100	327,200

33	167,400	217,300	243,700	283,800	328,300
34	169,200	218,500	245,000	284,700	329,200
35	171,000	219,600	246,100	285,600	330,300
36	172,800	220,800	247,300	286,700	331,400
37	174,600	221,400	248,600	287,300	332,500
38	176,300	222,600	249,700	288,200	333,600
39	178,000	223,800	251,000	289,100	334,600
40	179,700	224,900	252,300	290,000	335,600
41	181,300	225,800	253,300	290,600	336,600
42	182,700	227,000	254,600	291,600	337,600
43	184,000	228,000	255,700	292,600	338,600
44	185,400	229,100	257,000	293,500	339,600
45	186,900	230,200	257,800	294,200	340,500
46	188,200	231,200	258,900	295,100	341,500
47	189,600	232,300	260,100	296,000	342,500
48	191,000	233,300	261,100	296,900	343,500
49	192,300	234,300	262,300	297,600	344,400
50	193,400	235,400	263,500	298,200	345,300
51	194,500	236,500	264,700	298,900	346,200
52	195,700	237,600	265,600	299,700	347,000
53	196,800	238,700	266,500	300,300	347,800

54	197,900	239,700	267,600	301,100	348,600
55	198,800	240,600	268,800	301,800	349,400
56	199,900	241,400	270,000	302,500	350,100
57	201,000	242,300	270,800	303,200	350,800
58	202,000	243,300	271,800	303,900	351,600
59	203,000	244,300	272,900	304,700	352,400
60	204,000	245,200	273,900	305,400	353,100
61	205,100	246,000	274,900	306,000	353,800
62	206,000	246,900	276,000	306,700	354,500
63	206,900	247,800	276,800	307,400	355,200
64	207,800	248,700	277,900	308,100	355,900
65	208,500	249,500	278,700	308,600	356,500
66	209,300	250,300	279,500	309,100	357,000
67	210,000	251,100	280,300	309,700	357,500
68	210,800	251,800	281,100	310,300	358,000
69	211,200	252,500	281,700	310,900	358,400
70	211,800	253,100	282,500	311,300	
71	212,100	253,500	283,300	311,800	
72	212,600	253,900	284,000	312,300	
73	212,800	254,100	284,800	312,600	
74	213,400	254,500	285,500	313,100	

75	213,900	255,000	286,300	313,600
76	214,600	255,500	287,100	314,000
77	214,800	255,800	287,700	314,200
78	215,500	256,200	288,200	314,500
79	216,000	256,700	288,700	314,800
80	216,600	257,200	289,100	315,100
81	217,300	257,500	289,500	315,400
82	217,700	257,800	289,900	315,700
83	218,300	258,100	290,400	316,000
84	219,000	258,400	290,900	316,300
85	219,600	258,600	291,300	316,500
86	220,100	258,800	291,900	316,900
87	220,600	259,100	292,500	317,200
88	221,300	259,400	293,100	317,400
89	221,800	259,600	293,400	317,600
90	222,400	259,800	293,900	317,900
91	223,000	260,200	294,400	318,200
92	223,500	260,400	294,800	318,500
93	223,900	260,700	295,200	318,700
94	224,400	261,100	295,700	319,000
95	224,900	261,400	296,200	319,300

96	225,400	261,700	296,700	319,500
97	225,700	261,900	297,000	319,700
98	226,200	262,200	297,400	320,000
99	226,700	262,400	297,900	320,300
100	227,200	262,700	298,400	320,500
101	227,600	263,000	298,800	320,700
102	228,100	263,200	299,200	
103	228,700	263,500	299,500	
104	229,300	263,800	299,800	
105	229,700	264,000	300,100	
106	230,200	264,200	300,500	
107	230,500	264,500	300,900	
108	230,900	264,700	301,300	
109	231,100	265,000	301,600	
110	231,500	265,300	302,000	
111	232,000	265,600	302,400	
112	232,400	265,800	302,700	
113	232,600	266,000	302,900	
114	233,100	266,300	303,200	
115	233,600	266,500	303,500	
116	234,100	266,700	303,700	

117	234,400	267,000	303,900
118	234,800	267,300	304,200
119	235,200	267,600	304,500
120	235,600	267,900	304,700
121	236,000	268,100	304,900
122		268,300	305,200
123		268,600	305,500
124		268,900	305,700
125		269,100	305,900
126		269,300	306,200
127		269,600	306,500
128		269,900	306,700
129		270,100	306,900
130		270,300	307,200
131		270,600	307,500
132		270,900	307,700
133		271,100	307,900
134		271,300	
135		271,600	
136		271,900	

	137		272,100			
再任用職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考 この表は、伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第1号）に規定する技能労務職員である職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

病院企業医療職給料表

職員 の 区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外 の 職		円	円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700	566,500
	2	250,400	336,100	400,800	474,000	569,600
	3	252,900	339,000	403,700	476,200	572,700
	4	255,400	342,000	406,500	478,500	575,800
	5	257,600	344,700	409,100	480,700	578,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900	581,100
7	265,200	351,100	414,600	485,100	583,500	

員	8	269,000	354,200	417,300	487,300	585,900
	9	272,600	357,000	419,500	489,300	588,100
	10	276,600	359,900	422,200	491,400	589,600
	11	280,600	363,000	424,800	493,500	591,100
	12	284,600	366,200	427,500	495,600	592,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700	594,100
	14	292,400	372,700	432,400	499,800	595,200
	15	296,300	375,900	434,800	501,900	596,300
	16	300,200	379,600	437,300	504,000	597,200
	17	303,900	383,200	439,300	506,100	598,400
	18	307,500	385,900	441,700	508,100	599,400
	19	311,000	388,700	444,000	510,100	600,400
	20	314,600	391,400	446,400	512,100	601,400
	21	318,200	394,200	447,900	513,900	602,400
	22	321,900	396,800	450,300	515,700	
	23	325,400	399,400	452,600	517,600	
	24	328,900	401,800	454,900	519,500	
	25	332,400	403,800	456,900	521,200	
	26	335,200	406,100	459,200	523,000	
	27	337,800	408,300	461,400	524,800	
	28	340,400	410,600	463,700	526,600	

29	343,200	412,900	465,800	528,200
30	345,300	415,000	468,100	530,000
31	347,500	417,000	470,400	531,800
32	349,900	419,100	472,600	533,600
33	352,100	421,000	474,600	535,200
34	354,500	422,800	476,700	537,000
35	356,700	424,600	478,800	538,700
36	359,200	426,600	480,900	540,500
37	361,400	428,500	483,000	542,100
38	363,800	430,500	484,800	543,700
39	366,200	432,400	486,600	545,100
40	368,400	434,400	488,400	546,700
41	370,700	436,200	490,100	548,200
42	372,100	438,000	491,900	549,600
43	373,600	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500

49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	

70	472,000	524,700
71	472,700	525,600
72	473,400	526,500
73	473,800	527,300
74	474,400	528,200
75	475,100	529,100
76	475,800	529,800
77	476,200	530,600
78	476,800	531,500
79	477,400	532,400
80	477,900	533,300
81	478,500	534,100
82	479,000	535,000
83	479,500	535,900
84	480,000	536,800
85	480,400	537,600
86	481,000	538,500
87	481,400	539,400
88	481,900	540,300
89	482,400	541,100
90	483,000	

	91		483,600			
	92		484,000			
	93		484,500			
	94		485,100			
	95		485,700			
	96		486,300			
	97		486,800			
再 任 用 職 員		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 新規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与（伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成27年伊勢市病院事業管理規程第3号）附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

市立伊勢総合病院シンボルマーク選考委員会規程を廃止する規程を次のように定める。

平成 30 年 12 月 25 日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭人

伊勢市病院事業管理規程第10号

市立伊勢総合病院シンボルマーク選考委員会規程を廃止する規程
市立伊勢総合病院シンボルマーク選考委員会規程（平成29年伊勢市病院
事業管理規程第7号）は、廃止する。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 139 号

伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 10 月 29 日伊勢市告示第 127 号において別途告示で定めるとされている期日については、その期限が平成 30 年 9 月 6 日から平成 31 年 1 月 30 日までの間に到来するものについて、平成 31 年 1 月 31 日とします。

平成 30 年 12 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市告示第 140 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 30 年 12 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
高向 30-51 号線	御菌町高向字置土 888 番 2 地先		
	御菌町高向字置土 888 番 1 地先		
小俣明野 30-52 号 線	小俣町明野 415 番 3 地先		
	小俣町明野 432 番 1 地先		
旭 30-53 号線	旭町字山添 105 番 4 地先		
	旭町字山添 99 番 1 地先		
旭 30-54 号線	旭町字山添 99 番 16 地先		
	旭町字山添 99 番 15 地先		
宇治浦田 3 丁目 30-55 号線	宇治浦田 3 丁目 762 番 1 地先		
	宇治浦田 3 丁目 765 番 20 地先		
岡本 2 丁目 30-56 号線	岡本 2 丁目 589 番 7 地内		
	岡本 2 丁目 589 番 12 地先		

桜木 30-57 号線	桜木町字柘ヶ広 85 番 147 地先		
	桜木町字柘ヶ広 85 番 13 地先		

伊勢市告示第 141 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 30 年 12 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	高向 30-51 号線	6.0～10.0	43
市 道	小俣明野 30-52 号線	6.0～10.0	70
市 道	旭 30-53 号線	6.0～10.0	104
市 道	旭 30-54 号線	6.0～10.0	16
市 道	宇治浦田 3 丁目 30-55 号線	4.0～7.5	33
市 道	岡本 2 丁目 30-56 号線	6.0～11.0	26
市 道	桜木 30-57 号線	4.0～8.0	62

伊勢市告示第 142 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 30 年 12 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
高向 30-51 号線	御菌町高向字置土 888 番 2 地先 御菌町高向字置土 888 番 1 地先	平成 30 年 12 月 26 日
小俣明野 30-52 号線	小俣町明野 415 番 3 地先 小俣町明野 432 番 1 地先	平成 30 年 12 月 26 日
旭 30-53 号線	旭町字山添 105 番 4 地先 旭町字山添 99 番 1 地先	平成 30 年 12 月 26 日
旭 30-54 号線	旭町字山添 99 番 16 地先 旭町字山添 99 番 15 地先	平成 30 年 12 月 26 日
宇治浦田 3 丁目 30-55 号線	宇治浦田 3 丁目 762 番 1 地先 宇治浦田 3 丁目 765 番 20 地先	平成 30 年 12 月 26 日
岡本 2 丁目 30-56 号線	岡本 2 丁目 589 番 7 地内 岡本 2 丁目 589 番 12 地先	平成 30 年 12 月 26 日
桜木 30-57 号線	桜木町字柘ヶ広 85 番 147 地先 桜木町字柘ヶ広 85 番 13 地先	平成 30 年 12 月 26 日

伊勢市告示第 143 号

平成 30 年 12 月 19 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 30 年度補正
予算の要領は、次のとおりです。

平成 30 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成30年度 伊勢市一般会計補正予算（第4号）

平成30年度 伊勢市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、854,341千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、56,397,214千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		10,012,161	181,418	10,193,579
	1 地方交付税	10,012,161	181,418	10,193,579
15 国庫支出金		6,797,074	231,956	7,029,030
	1 国庫負担金	5,752,082	230,216	5,982,298
	2 国庫補助金	1,006,086	270	1,006,356
	3 委託金	38,906	1,470	40,376
16 県支出金		3,159,882	104,354	3,264,236
	1 県負担金	1,985,261	104,354	2,089,615
20 繰越金		75,718	142,113	217,831
	1 繰越金	75,718	142,113	217,831
22 市債		8,933,200	194,500	9,127,700
	1 市債	8,933,200	194,500	9,127,700
歳入合計		55,542,873	854,341	56,397,214

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		340,620	△3,252	337,368
	1 議会費	340,620	△3,252	337,368
2 総務費		5,809,477	20,237	5,829,714
	1 総務管理費	4,950,286	25,714	4,976,000
	2 徴税費	458,704	△9,683	449,021
	3 戸籍住民基本台帳費	279,532	771	280,303
	4 選挙費	70,040	△7,105	62,935
	5 統計調査費	27,597	581	28,178
	6 監査委員費	23,318	9,959	33,277
3 民生費		18,842,114	576,709	19,418,823
	1 社会福祉費	5,032,117	457,424	5,489,541
	2 老人福祉費	4,083,605	2,732	4,086,337
	3 児童福祉費	7,421,622	57,555	7,479,177
	4 生活保護費	2,219,678	56,810	2,276,488
	5 人権政策費	71,359	437	71,796
	6 国民年金事務費	13,733	1,751	15,484
4 衛生費		6,881,875	△21,849	6,860,026
	1 保健衛生費	4,836,450	△24,244	4,812,206
	2 清掃費	2,045,425	2,395	2,047,820
6 農林水産業費		963,744	160,026	1,123,770
	1 農業費	763,595	159,650	923,245
	2 林業費	58,074	△309	57,765
	3 水産業費	142,075	685	142,760
7 商工費		452,098	2,283	454,381
	1 商工費	452,098	2,283	454,381
8 観光費		771,312	10,889	782,201
	1 観光費	771,312	10,889	782,201
9 土木費		5,609,628	△1,179	5,608,449
	1 土木管理費	311,411	△7,463	303,948
	2 道路橋梁費	1,227,938	2,961	1,230,899

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	3 河川費	852,379	△1,290	851,089
	5 都市計画費	2,893,658	△3,913	2,889,745
	6 住宅費	298,678	8,526	307,204
10 消防費		2,353,693	34,044	2,387,737
	1 消防費	2,353,693	34,044	2,387,737
11 教育費		7,584,863	55,834	7,640,697
	1 教育総務費	1,153,100	△6,407	1,146,693
	2 小学校費	1,190,093	18,533	1,208,626
	3 中学校費	3,183,806	19,468	3,203,274
	4 幼稚園費	150,761	5,035	155,796
	5 社会教育費	573,712	3,223	576,935
	6 保健体育費	1,333,391	15,982	1,349,373
12 災害復旧費		181,716	20,599	202,315
	1 農林水産業施設災害復旧費	998	4,999	5,997
	2 公共土木施設災害復旧費	158,572	15,600	174,172
歳 出 合 計		55,542,873	854,341	56,397,214

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額(千円)
3 民生費	3 児童福祉費	こども発達支援施設整備事業	32,608
4 衛生費	1 保健衛生費	太陽光発電普及促進事業	2,400
6 農林水産業費	1 農業費	排水機耐水化事業	160,000
	3 水産業費	水産物供給基盤機能保全事業	94,000
7 商工費	1 商工費	創業支援事業	7,000
8 観光費	1 観光費	観光客滞在環境快適化事業	44,613
9 土木費	3 河川費	河川改良事業	22,887
		排水施設整備事業	130,102
11 教育費	3 中学校費	中学校整備事業	3,716
	6 保健体育費	体育施設整備事業	88,800

変 更

款	項	事業名	区分	金額(千円)
12 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	河川災害復旧事業	補正前	79,300
			補正後	94,900

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額(千円)
いせ市議会だより印刷製本業務委託	自 平成30年度 至 平成31年度	3, 251
広報いせ印刷製本業務委託	自 平成30年度 至 平成31年度	30, 630
住民情報系システム改修経費	自 平成30年度 至 平成31年度	5, 000
本庁舎改修に伴う引越等経費	自 平成30年度 至 平成31年度	9, 353
コミュニティバスデマンド運行業務委託	自 平成30年度 至 平成31年度	9, 108
成年後見サポートセンター運營業務委託	自 平成30年度 至 平成31年度	9, 146
障害者総合相談支援センター運營業務委託 (地域生活支援拠点分)	自 平成30年度 至 平成32年度	10, 180
生活困窮者自立相談支援等業務委託	自 平成30年度 至 平成31年度	28, 105
就労準備支援事業業務委託	自 平成30年度 至 平成31年度	14, 638
健康・医療電話相談業務委託	自 平成30年度 至 平成31年度	9, 350
一般廃棄物収集運搬業務委託 (平成30年度債務負担行為その1)	自 平成30年度 至 平成31年度	328, 475
一般廃棄物収集運搬業務委託 (平成30年度債務負担行為その2)	自 平成30年度 至 平成33年度	56, 909
サンライフ伊勢管理運営委託	自 平成30年度 至 平成33年度	14, 619
都市農山村交流促進施設管理運営委託	自 平成30年度 至 平成35年度	15, 302

事 項	期 間	限 度 額(千円)
賓日館管理運営委託	自 平成30年度 至 平成35年度	37,112
集大会・スポーツ合宿誘致補助金	自 平成30年度 至 平成31年度	2,000
伊勢への誘客促進事業	自 平成30年度 至 平成31年度	24,727
ジャパンハウス活用情報発信事業	自 平成30年度 至 平成31年度	10,000
雨水ポンプ場保守点検及び緊急対応業務委託	自 平成30年度 至 平成33年度	160,000
伊勢宮川中学校スクールタクシー運行業務委託	自 平成30年度 至 平成31年度	4,406
伊勢古市参宮街道資料館管理運営委託	自 平成30年度 至 平成35年度	18,157
伊勢河崎商人館管理運営委託	自 平成30年度 至 平成35年度	29,262
図書館管理運営委託	自 平成30年度 至 平成35年度	685,187
生涯学習センター管理運営委託	自 平成30年度 至 平成35年度	382,928
観光文化会館管理運営委託	自 平成30年度 至 平成35年度	251,120

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額 (千円)	期 間	限 度 額 (千円)
緊急通報システム 管理業務委託 (平成30年度債務負担行為)	自 平成30年度 至 平成35年度	25,920	自 平成30年度 至 平成35年度	35,576

第 4 表 地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
こども発達支援施設 整備事業債	29,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れ る政府資金及び地 方公共団体金融機 構資金について、 利率の見直しを行 った後においては 当該見直し後の利 率)	政府資金・特定資金、 地方公共団体金融機 構資金についてはそ の融通条件により、銀 行その他の場合には その債権者との協定 によるものとする。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び 償還期限を短縮し、又 は繰上償還もしくは 低利に借換えするこ とができる。
排水機耐水化 事業債	160,000			

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
災 害 復 旧 事 業 債	28,800	34,000

平成30年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成30年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、145,202千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、13,155,338千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 財産収入		130	278	408
	1 財産運用収入	130	278	408
5 繰入金		1,118,854	20,076	1,138,930
	2 基金繰入金	200,000	20,076	220,076
6 繰越金		1	122,457	122,458
	1 繰越金	1	122,457	122,458
7 諸収入		29,091	2,391	31,482
	3 雑入	15,621	2,391	18,012
歳入合計		13,010,136	145,202	13,155,338

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		205,109	△6,116	198,993
	1 総務管理費	176,416	△6,116	170,300
3 国民健康保険事業費納付金		3,260,743	4,948	3,265,691
	1 医療給付費分	2,167,779	6,007	2,173,786
	2 後期高齢者支援金等分	806,098	2,152	808,250
4 保健事業費		205,185	△2,863	202,322
	1 特定健康診査等事業費	185,183	△2,863	182,320
	3 介護納付金分	286,866	△3,211	283,655
6 諸支出金		9,871	149,233	159,104
	1 償還金及び還付加算金	9,741	148,955	158,696
	2 基金積立金	130	278	408
歳出合計		13,010,136	145,202	13,155,338

平成30年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成30年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、3,677千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3,016,441千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		1,755,312	△3,677	1,751,635
	1 一般会計繰入金	1,755,312	△3,677	1,751,635
歳入合計		3,020,118	△3,677	3,016,441

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		66,961	△3,677	63,284
	1 総務管理費	61,539	△3,677	57,862
歳出合計		3,020,118	△3,677	3,016,441

平成30年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成30年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、7,378千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、13,764,756千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		3,325,338	462	3,325,800
	2 国庫補助金	807,890	462	808,352
4 県支出金		1,662,668	231	1,662,899
	2 県補助金	89,263	231	89,494
6 繰入金		2,223,878	6,409	2,230,287
	1 一般会計繰入金	1,990,319	6,409	1,996,728
7 繰越金		267,218	276	267,494
	1 繰越金	267,218	276	267,494
歳入合計		13,757,378	7,378	13,764,756

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		302,253	6,178	308,431
	1 総務管理費	150,917	6,178	157,095
3 地域支援事業費		593,726	1,200	594,926
	1 地域支援事業費	593,726	1,200	594,926
歳出合計		13,757,378	7,378	13,764,756

平成30年度伊勢市病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成30年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。（単位：千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業費用	8,501,049	16,038	8,517,087
第1項	医業費用	6,357,454	15,944	6,373,398
第2項	健診費用	169,851	94	169,945

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額295,047千円は、当年度分損益勘定留保資金等295,047千円で補填するものとする。）（単位：千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	8,526,297	103	8,526,400
第1項	建設改良費	8,095,255	103	8,095,358

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。（単位：千円）

項	目	既決予定額	補正予定額	計
(1)	職員給与費	3,977,074	16,141	3,993,215

平成30年度 伊勢市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成30年度伊勢市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成30年度伊勢市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
（4）主要な建設改良事業の概要			
イ 送配水管・施設新設及び更新事業	1,076,598千円	2,334千円	1,078,932千円
ウ 老朽管更新事業	374,759千円	131千円	374,890千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支 出			
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	2,483,488	13,559	2,497,047
第1項 営業費用	2,329,102	13,559	2,342,661

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,775,440千円」を「1,777,905千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支 出			
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	2,270,357	2,465	2,272,822
第1項 建設改良費	1,727,652	2,465	1,730,117

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	311,029	15,694	326,723

平成30年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成30年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成30年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
（4）主要な建設改良事業の概要			
ア 汚水管渠敷設事業	2,684,173 千円	5,204 千円	2,689,377 千円
オ 雨水管渠更新事業	59,240 千円	178 千円	59,418 千円
カ ポンプ場更新事業	291,867 千円	1,035 千円	292,902 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支		出		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 下水道事業費用	3,473,615	3,187	3,476,802	
第1項 営業費用	2,908,013	3,187	2,911,200	

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,555,325千円」を「1,561,742千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支		出		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 資本的支出	4,856,811	6,417	4,863,228	
第1項 建設改良費	3,463,575	6,417	3,469,992	

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	262,067	10,659	272,726

伊勢市選挙管理委員会告示第 50 号

伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程及び伊勢市公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 30 年 12 月 25 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程及び伊勢市
公職選挙執行規程の一部を改正する告示

(伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程の一部改正)

第1条 伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程(平成21
年伊勢市選挙管理委員会告示第16号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関
する規程

第1条中「伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例」
を「伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関す
る条例」に改める。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に、「伊勢市長選挙」を「
選挙」に改める。

様式第2号中「伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条
例」を「伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に
関する条例」に、「あて先」を「宛先」に、「伊勢市長選挙」を「
選挙」に改める。

様式第3号中「伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条
例」を「伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に
関する条例」に、「伊勢市長選挙」を「選挙」に改める。

様式第4号中「伊勢市長選挙」を「選挙」に、「16,000
枚」を「枚」に改める。

様式第5号中「伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条
例」を「伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に
関する条例」に、「伊勢市長選挙」を「選挙」に改める。

(伊勢市公職選挙執行規程の一部改正)

第2条 伊勢市公職選挙執行規程（平成17年伊勢市選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

様式第5号の2中「あて先」を「宛先」に、「伊勢市長選挙」を「選挙」に改める。

様式第5号の3中「伊勢市長選挙」を「選挙」に改める。

様式第7号、様式第9号、様式第12号、様式第15号、様式第22号及び様式第23号中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成31年3月1日から施行する。ただし、第1条中様式第1号及び様式第4号の改正規定並びに第2条の規定は、告示の日から施行する。

（様式に関する経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程様式第2号、様式第3号及び様式第5号は、平成31年3月1日以後その期日を告示される伊勢市議会の議員の選挙について適用し、同日前までにその期日を告示された伊勢市議会の議員の選挙については、なお従前の例による。

伊勢市上下水道事業告示第 28 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 30 年 12 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
412	広島屋文化設備店	志摩市大王町波切 3313 番地 11	平成 30 年 12 月 20 日

伊勢市公告第 105 号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 35 条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定により、伊勢市国民保護計画を次のとおり変更しましたので公告します。

平成 30 年 12 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、伊勢市危機管理部危機管理課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 106 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 30 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。